資料①

**地域連携診療計画加算について**

1. **地域連携診療計画加算の診療報酬上の規定**

・急性期病院（計画管理病院）で、退院支援加算１を算定した場合、転院時、退院時に

地域連携診療計画加算300点が算定できます。

・回復期病院（連携先病院）では、転院前医療機関で地域連携診療計画加算を算定の有

無にかかわらず、退院支援加算１を算定した場合、退院時に地域連携診療計画加算300

点が算定できます。

・生活期（連携先医療機関）では、回復期病院を退院後、外来診療を担う医療機関は地

域連携診療計画加算50点を算定できます。

外来診療を担う医療機関（3段階目）

回復期病院

（2段階目）

急性期病院

（1段階目）

退院支援加算１算定時　　　　退院支援加算１算定時

　　　　↓　　　　　　　　　　　　　↓

地域連携診療計画加算　　　　地域連携診療計画加算　　　　　　地域連携診療計画加算

300点　　　　　　　　　　　300点　　　　　　　　　　　　　　　50点

**※従来の地域連携診療計画書の運用方法に変わりはありません。**

2016年4月

能登脳卒中地域連携協議会